陳 情 文 書 表

受理番号	陳情1第13号	受理年月日	令和元年6月7日
陳情者			
件 名	羽田空港の国際線増便計画の見直しを求める陳情書		

【陳情の趣旨】

本計画は、「2020年に向けて羽田空港国際線の増便」のために「飛行経路を見直し」することにあります。すなわち目黒区においては、「南風、好天時(荒天時)、15時から19時」の時間帯(南風運用の割合は運用全体の約4割)において、「1時間に最大23機(2~3分間に1機)」が高度約610m(目黒区三田地域、目黒駅付近)の低空を飛行するという計画になっていることです。

本計画が実施されると、住宅の密集地であり、高層ビル群が乱立する都心の上空を航空機が低空で飛行し、騒音問題を始め、エンジントラブルによる墜落や落下物の危険に日夜さらされることになります。毎日の安全・安心な生活が脅かされるとともに、静謐な住環境が著しく損なわれることになることは想像に難くありません。万が一の事故を想定すれば、計り知れない惨事となることは明らかです。

そこで、「2020年に向けて羽田空港国際線の増便」のための「飛行経路を見直し」による都心の上空を低空飛行するという計画は見直しをすること。並びに目 黒区議会として関係機関に対しその旨の働きかけを強めていただきたいというの が陳情の第一の趣旨です。

また、住民の不安は日常的に起こりうる航空機の騒音や落下物による危険性にあり、これは新飛行ルート直下に位置する三田地域にとどまらず、風向きとその強さによっては飛行ルート周辺地域にも影響が及ぶことになります。そこで、当該地域住民に対する本計画の周知と不安や疑問等に真摯に応えるために、国土交通省航空局職員による教室型説明会の開催を区議会として働きかけていただきたいというのが陳情の第二の趣旨です。

【陳情事項】

目黒区議会において、「2020年以降における羽田空港の国際線増便を企図した処理能力拡大策」の計画は見直しするよう政府・国土交通相に進言すること。並びに、新飛行ルート直下に位置する三田地域を始め、騒音や落下物の危険にさらされる恐れのある青葉台地区、上目黒1丁目、中目黒1・2丁目、目黒1・2丁目、下目黒1・2丁目地域において国土交通省航空局による教室型説明会を開催するよう直ちに働きかけを強めていただきたい。